**防火管理講習修了証再交付申請書**

　以前に、酒田地区広域行政組合消防本部が開催した防火管理各講習を受講した方で、防火管理講習修了証を亡失または氏名変更があった場合、本申請により、防火管理講習修了証を再交付することができます。

再交付できる方

* 酒田地区広域行政組合消防本部が開催した防火管理各講習を受講した方（※）

　　※　他消防本部または他団体が開催した防火管理各講習を受講した方への防火管理　講習修了証の再交付はできません。

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課でのみ受付可 | 可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 防火管理講習修了証再交付申請書
* 本人確認ができる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

**▲注意事項**

・消防本部予防課の窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（土、日、休日及び年末年始を除く。）

・申請書に記載する資格の種別、受講年月日、修了証番号について不明な場合は、消防本部予防課で確認しますのでご連絡ください。

　　**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

　　**▲注意事項**

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

・申請書に記載する資格の種別、受講年月日、修了証番号について不明な場合は、消防本部予防課で確認しますのでご連絡ください。

　　**３．電子申請する場合【各届出書1部（正）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課のメールアドレスyobou-e@fd-sakata.jp（電子申請専用）宛に送付してください。

　　▲**注意事項**

　　　・申請書に記載する資格の種別、受講年月日、修了証番号について不明な場合は、消防本部予防課で確認しますのでご連絡ください。

　　　・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課

　電話　：0234-31-7146（設備指導係）

　メール：yobou-s@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）